

令和7年度広域活動団体基盤強化配分（令和8年度実施事業対象）

○主な対象経費

活動（事業）に要する経費を対象とします。

【例示】

人的経費	謝金（講師・アドバイザーへの謝金）
	旅費交通費（講師・アドバイザー、ボランティアへの旅費交通費）
使用料	会場賃借料
消耗経費	消耗品費（活動に係る食材費、コピー用紙代、日用品 等）
	印刷製本費
通信運搬費	切手代、送料 等
備品費	物品購入費
その他	ボランティア行事用保険料、（事業実施に係る）振込手数料 等

対象となるか不明な経費がございましたら本会までお問い合わせください。

○対象外経費

- ・団体の人件費や組織運営及び管理事務に係る経費
- ・全国大会や研修会等に参加するための経費
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は配分対象とします）
- ・ボランティアへの謝金（交通費等の実費弁償は配分対象とします）
- ・団体及び団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・団体の維持・管理のみを目的とした経費
- ・補助金などの公的費用や他の助成金が充当される経費（区分けができており、本配分と重複しない経費は配分対象とします）
- ・配分対象期間外に実施された活動に関する経費

○経費に係る注意事項

- ・事業実施後の交付請求及び事業報告・精算時には、領収書等の支払いが確認できる書類が必要です。
- ・活動終了後1カ月以内に交付請求及び報告書をご提出いただき、本会で確認のうえ、団体名義の口座に送金しますが、活動実態が確認できなかった場合や、必要書類が提出されない場合は、配分決定を取り消すことがあります。